1　吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所
⑴　吸収分割会社
商号　株式会社穴吹工務店
住所　香川県高松市藤塚町一丁目11番22号
⑵　吸収分割承継会社（予定）
商号　ハイパーリゾート株式会社
住所　徳島県徳島市東船場町二丁目15番地
2　承継する資産、債務
⑴　承継する資産
下記⑵の承継する債務と同額の現金
⑵　承継する債務
第３章第３節第４款による権利変更後の施設利用保証金債権にかかる債務
3　吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項
ハイパーリゾートは、吸収分割に際して、下記のとおり金銭を更生会社に交付する。
記
⑴　金銭の額
次の①と②の合計金額
①　別表８－４記載の債権者（ただし、整理番号39の債権者を除く）に対し、穴吹ハートレイが、その更生計画に基づいて支払うべき金額
②　別表８－４の整理番号39の債権者に対する穴吹ハートレイの更生計画に基づく弁済額が50万円を超過するときは、当該超過額
⑵　交付時期
穴吹ハートレイが、その更生計画に基づいて上記⑴の各債権者に弁済すべき債務について、①その債務をハイパーリゾートに実質的に承継させるにあたり、穴吹ハートレイがハイパーリゾートに対して当該債務に見合う金員を交付等した時、又は、②ハイパーリゾートが上記⑴の各債権者に弁済すべき債務の全部又は一部を穴吹ハートレイから承継しないことが確定した時
4　効力発生日
更生計画認可決定確定後２ヶ月以内（ただし、必要があるときは裁判所の許可を得て延長できる）で別途管財人が定める日
5　停止条件
第１項から第４項に定める会社分割は、穴吹ハートレイの会社更生手続において、更生計画の認可決定がなされたことを停止条件とする。
第２款　ヴィラ北軽井沢関係
更生会社は、以下の条件に従い吸収分割を行い、株式会社ＭＢＫオペレーターズ（以下「ＭＢＫオペレーターズ」という）に更生会社の「ヴィラ北軽井沢」にかかる事業（以下、本款において「本件対象事業」という）を承継させる。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、本件対象事業の承継実行の有無、承継先、承継方法又は条件を変更することができる。
1　吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所
⑴　吸収分割会社
商号　株式会社穴吹工務店
住所　香川県高松市藤塚町一丁目11番22号
⑵　吸収分割承継会社
商号　株式会社ＭＢＫオペレーターズ
住所　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
2　承継する資産、債務、権利義務
別表19記載のとおり。
3　吸収分割に際して交付する株式の数並びに承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項
⑴　ＭＢＫオペレーターズは、吸収分割に際して発行する普通株式200株を、更生会社に対して交付する。
⑵　ＭＢＫオペレーターズが吸収分割を行うに際し、増加する資本金及び準備金の額は次のとおりとする。
①　資本金　600万円
②　資本準備金　600万円
4　効力発生日
更生計画認可決定確定後３ヶ月以内（ただし、必要があるときは裁判所の許可を得て延長できる）で別途管財人が定める日
5　停止条件
第１項から第４項に定める会社分割は、穴吹ハートレイの会社更生手続において、更生計画の認可決定が確定したことを停止条件とする。
第10章　その他の事項（省略）
別表１－１ないし20（省略）
第10章　その他の必要的記載事項（省略）
別表１ないし17（省略）
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第３３号

香川県高松市藤塚町１丁目11番22号
更生会社　株式会社エイシィカンパニーグループ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針及び骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
1　不動産にかかる更生担保権
⑴　確定債権
１件　20,608,745円及び額未定
別表４－１（不動産にかかる更生担保権）
⑵　権利の変更
更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。
⑶　弁済の方法
上記⑵による免除後の確定更生担保権全額を、更生計画認可決定確定後、１ヶ月以内に弁済する。
⑷　更生計画認可決定時売却済み担保不動産にかかる更生担保権の取扱
管財人は、更生計画認可決定前に、各不動産にかかる更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、担保権を抹消した上で各不動産を売却し、その売却代金から仲介手数料等売却にあたり必要な費用等を控除した額を限度として確定更生担保権額に満つる額まで、当該更生担保権者のために預金質権を設定することができる。
更生計画認可決定時に売却済みである担保不動産にかかる更生担保権については、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、更生担保権の弁済を実施する。
当該弁済の実施に当たって、管財人は、更生担保権者から、当該更生担保権にかかる預金変換担保の解除を受けることにより、預金をもって更生担保権の弁済に充てる。
2　有価証券にかかる更生担保権
⑴　確定債権
４件　3,329,133,012円
別表４－２（有価証券にかかる更生担保権）
⑵　有価証券の売却
管財人は、裁判所の許可を得て、更生計画認可決定確定後６ヶ月以内を目途に別表７－２に記載の各有価証券を、証券取引所を通じ、又は相対取引で売却することに努めるものとする。
⑶　売却方法
ア　管財人は、上記⑵の有価証券の売却について証券取引所を通じて売却する場合には、管財人の判断で、合理的な時期及び方法を選んで売却することができる。
イ　管財人は、上記⑵の有価証券の売却について相対取引の方法を選択する場合には、売却の前の適当な時期に、当該有価証券に担保権の設定を受けていた更生担保権者に対し売却予定価額を事前に通知するものとする（以下、かかる通知を「事前通知」という）。